

添付法令資料 4 :

石油及び天然ガス事業活動における許可に関する 2017 年 3 月 3 日付
インドネシア共和国エネルギー鉱物資源大臣規程 No.29 (目次)
公布の日から 1 年後に施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 許可の種類 (第 3 条及び第 4 条)
- 第 3 章 許可申請の要件及び手続並びに事業許可への適合
 - 第 1 節 管理及び技術要件並びに許可申請手続 (第 5 条ないし第 20 条)
 - 第 2 節 事業許可への適合 (第 21 条)
- 第 4 章 許可の期間及び延長 (第 22 条ないし第 27 条)
- 第 5 章 許可保有者及び事業許可保有者に対する義務及び禁止
 - 第 1 節 許可保有者に対する義務及び禁止 (第 28 条ないし第 32 条)
 - 第 2 節 暫定的な許可保有者に対する義務及び禁止 (第 33 条)
 - 第 3 節 事業許可保有者に対する義務 (第 34 条ないし第 44 条)
- 第 6 章 指導及び監督 (第 45 条)
- 第 7 章 行政制裁 (第 46 条ないし第 49 条)
- 第 8 章 雑則 (第 50 条及び第 51 条)
- 第 9 章 経過規定 (第 52 条及び第 53 条)
- 第 10 章 終則 (第 54 条及び第 55 条)